明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一二）　一

〔告　示〕

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（**内閣府**二〇）　二

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**二九六）　三

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**二九七）　四

○肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**二九八）　六

○肥料の登録が失効した件（**同**二九九）

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**三〇〇）　一七

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**三〇一）　二〇

○妙高戸隠連山国立公園の指定植物を指定する件（**環境**九）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　二五

特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人住宅金融支援機構、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　七

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　三三

会社その他

会社決算公告　三五

府令

○内閣府令第十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄